

## 社会福祉法人すくすくどろんこの会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人すくすくどろんこの会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) (廃止)
- (3) (廃止)
- (4)評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間500万円以内とする。

2 (廃止)

3 (廃止)

4 (廃止)

5 役員に対する報酬は、別表①に定める額とする。

6 (廃止)

7 評議員に対する報酬は、別表①に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給

することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば報酬と合わせて支払うことができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

別表①

理事

理事会	日額 <u>20,000円</u> (ただし、書面決議の時は支給しない。)
評議員会	日額 <u>20,000円</u> (ただし、書面決議の時は支給しない。)
評議員選任・解任委員会	日額 <u>20,000円</u>
業務報酬等	日額 5,000円
入札審査会等	日額 5,000円

監事

理事会	日額 <u>20,000円</u> (ただし、書面決議の時は支給しない。)
評議員会	日額 <u>20,000円</u> (ただし、書面決議の時は支給しない。)
業務報酬等	日額 5,000円
入札審査会等	日額 5,000円

評議員

評議員会	日額 <u>20,000円</u> (ただし、書面決議の時は支給しない。)
業務報酬等	日額 5,000円
入札審査会等	日額 5,000円

交通費

交通費	実費 (ただし、理事会及び評議員会は報酬に含む。)
宿泊費	実費

出張旅費

交通費	実費
宿泊費	実費
日当	日額 3,000円